

岩倉市市民協働ルールブック



い〜わくん

平成24年2月

岩倉市・協働のまちづくり研究会

目 次

第1章 「市民協働ルールブック」策定の背景と目的	1
第2章 市民協働の意義と原則	2
2-1 協働とは ～協働の定義～	2
2-2 協働を進める時代背景 ～なぜ協働か、協働のメリットは何か～	2
2-3 協働を進める上での基本原則（協働の心構え）	6
2-4 協働のまちづくりを実現するための各主体の基本的な役割	7
第3章 協働の種類と協働推進上のポイント	12
3-1 企画立案段階の協働	12
3-2 事業・活動等の実施段階の協働	13
3-3 評価・改善段階の協働	16
第4章 協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり	17
4-1 活動しやすい環境づくり	17
4-2 情報発信・共有の充実	18
4-3 協働を推進するための仕組みづくり	19

第1章

「市民協働ルールブック」策定の背景と目的

平成23年度よりスタートした第4次岩倉市総合計画では、第3次岩倉市総合計画で掲げた「豊かな心と協働による成熟した市民社会をめざす」という基本理念の次の協働の段階のあり方として『多様な縁で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす』をまちづくりの基本理念として掲げました（図表1-1）。そして、この基本理念を具現化するために、「より確かな市民参画・協働を推進する」をまちづくり戦略の一つとして掲げ、基本施策「市民協働・地域コミュニティ」の一つの施策として「市民との協働ルールの確立」を位置づけました（図表1-2）。

この施策を踏まえて策定した「岩倉市市民協働ルールブック」は、市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政のそれぞれの責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進していくための、市民協働の礎を創ることを目的としています。

図表1-1 第4次岩倉市総合計画の基本理念

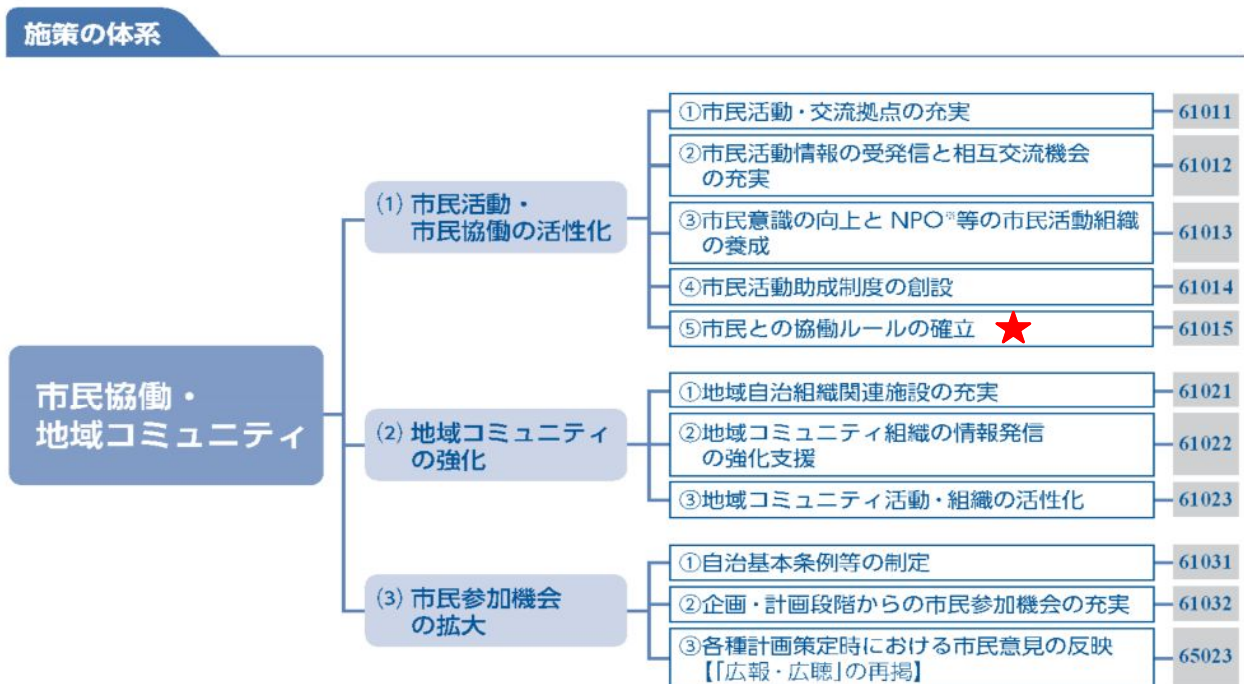
第3次総合計画の基本理念である「豊かな心と協働による成熟した市民社会をめざす」の次の段階の協働のあり方を展望して

基本理念

多様な縁で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす

をまちづくりの基本理念とし、
普遍的な将来像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざします。

図表1-2 第4次岩倉市総合計画の基本施策「市民協働・地域コミュニティ」の施策体系



第2章 市民協働の意義と原則

2-1 協働とは ～協働の定義～

協働とは、

市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政などの様々な主体が、主体的・自発的に、公共の利益の増進といった共通の目的を達成するために、相互の立場や特性を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任をもって、その特性や能力を発揮しつつ、共に考え、行動することです。

協働を進めていく意義・効果とは、

市民だけではできないような助け合いや行政だけでは対応できないようなきめ細やかで多様な社会サービスの実現、市民等の生きがいや自己実現の機会の創出といった、各主体だけでは成し得ない創造的な社会的な価値が生まれること、ひいては、協働を通じて、多様な縁や絆が生まれ、「役立ち感」に満ちた市民社会が実現することです。

2-2 協働を進める時代背景 ～なぜ協働か、協働のメリットは何か～

では、なぜ協働なのでしょう。協働を進める必要性が高まっている時代背景を整理すると次の6点に集約することができます。

(1) 時代の変化と市民ニーズの多様化（少子高齢社会、人口減少時代の到来）

少子・高齢化の進行、女性の社会進出、共働き世帯の増加など社会情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化・高度化してきています。

こうした変化に対応していくためには、国の政策だけではなく、市民の生活に最も身近な行政主体である地方自治体が、これまで以上に市民生活や地域の実情に応じた行政運営・行政経営を行うことが求められるようになってきました。

(2) 地方分権・地方自治の時代の到来

少子高齢化が進み、人口減少時代を迎えた「右肩下がり」の時代に対応するため、成長を前提としたこれまでの社会システムを変革する必要性が高まってきました。

そして、平成12年4月に施行された地方分権一括法を契機に、地方分権改革が大きく進展しています。

こうした社会情勢の中、岩倉市においても、自治能力の向上とまちづくりを自己決定していく「自治の再構築」が求められています。そして、責任ある行政、コスト意

識に基づく行政などの自治体の変革を進め、地方自治を確かなものにしていく必要性がますます高まっています。

(3) 行政だけでは対応できない地域課題の顕在化

防犯・防災、環境問題、高齢者の介護や子育てなど、地域社会を取り巻く課題はますます複雑化、多様化してきています。

例えば、防犯・防災は、「良好な地域コミュニティに勝るセーフティネットはなし」といわれているように、その最大の対策は、警察力の強化や民間の警備サービス等の活用ではなく、市民自身の取組にあります。環境問題についても、市民自身が環境悪化の被害者でありながら、一方で、日常生活を営む中で騒音や振動、悪臭など知らず知らずのうちに加害者にもなっているという2面性を有しており、その解決にあたっては市民一人一人の心掛けと行動が必要不可欠となります。

このように、今日的課題は、行政だけでは対応しきれない様々な要素を含んでおり、数多くの市民の参加・協力と、市民・市民活動団体・地域団体・事業者・行政がパートナーシップを図りながら課題に取り組んでいくことがこれまで以上に重要になってきています。

(4) これまでのまちづくりの進め方に対する反省

これまでの従来型のまちづくり、特に、高度成長期におけるまちづくりは、急激な都市化や経済成長に対応した社会資本整備を進めるなど緊急性が求められていたこともあり、トップダウン型で行われてきた傾向があります。

このような問題点は、市民参加・参画のまちづくりや市民協働を進めてきた岩倉市においても、今後、更なる協働のまちづくりを進めていく上での反省材料として認識しておくことが大切であると考えます。

(5) 市民自治の時代

戦後の社会復興期から高度成長期を通じ、まちづくりにおける市民と行政の関係は、どちらかといえば市民の要望（経済的な豊かさに結びつく財やサービス）に行政が応えるという関係が築かれ、行政の肥大化を招きました。

こうした中、岩倉市では行政改革の一環として職員定数の削減や財政健全化を行うなど、徹底したスリム化を進めてきました。そして、今後とも引き続き行財政改革を進めていくために、かつては市民が行っており、本来は市民ができることでありながら行政が代わって行ってきたことや市民や市民活動団体等が行った方が効率的できめ細かなサービスが可能となることなどを、積極的に市民等に任せていくことが効率的な行財政運営を行っていく上で重要となっています。すなわち、地方分権時代にふさわしい市民自治の確立と主権者たる市民への分権が求められているといえます。

岩倉市においても、市民と行政が一体となって地域の力を発揮することが求められる市民自治の時代が到来してきているといえます。

(6) 市民意識の高まり

成長型社会から成熟型社会へと移行するにしたがって、国民の意識や価値観は仕事中心から生活重視へと変化し、「物」の豊かさより生活の質やゆとりなど「心」の豊かさを求める傾向が高まってきています。

こうした状況の中、身近な地域社会に対する市民の関心も高まっており、行政だけに任せるのではなく、より良いまちづくりのために自らも責任を持って関わりたいと考えるボランティアな市民が増えています。また、高齢社会を迎え、生きがい創出の機会としてもまちづくりへの関心が高まってきています。

実際、平成 20 年度に実施した岩倉市市民意向調査の結果によると、市民活動への参加状況・意向について尋ねたところ「活動している・活動したい」という市民は、「活動するつもりはない・できない」と回答した市民を 10.5 ポイント上回っており、市民活動への参加意識が高くなっています。



図表 2-1 協働のまちづくり研究会のまとめより

なぜ、協働か？ その必要性と時代背景

■行政だけでは対応できない

予算がない
(財政難)。

職員数に限りがある。

職員だけではできないこと
(行政だけではできない
地域課題の顕在化)。

■行政にはない、市民セクター ならではの機動力、迅速力、専門性

行政はすぐには
変わらない、また
動けない。
NPO等の活動は自由
度が高い。

行政職員には
できない得意
分野を持つ市民
がいる。

何か講座等を開催しようとした場合、専門性の高い市民に頼めば、コスト削減にもなる。

●そもそも、行政と市民は違う。得手、不得手もそれぞれ

●市民セクターと行政との協働が必要

■市民セクターも1組織では限界あり

一つの組織では、活動にも限界がある。

●市民セクター同士の協働が必要

★だから、市民の参画・協働が必要！

これによって

狭い範囲の考え方だけでなく、協働により各々の組織の底上げが図られる。

物事を適切に判断するのに必要な多くの視点が集まる。

人としての成長につながる。

市民の生きがいをつなげる。

地域の活性化につながる。

●地域のことを、一番知っている市民がまちについて考え、行動することが大事！

●それに対応するには、市民目線が不可欠！

地域のことは地域の人が、一番よく知っている。

■縁でつくる社会づくりが求められている

見守り活動など“縁”でつながる社会をつくっていく(ネットワーク作り)ためには協働が必要！
※そうしないと高齢社会は支えられない。

■背景としての社会環境の大きな変化

●無縁社会

人と人の縁が薄い社会になっている。

●少子高齢化の進展

●多様化・複雑化する市民ニーズ

人 ⇒ 国際化
組織 ⇒ NPO等の台頭
社会の多様化
⇒ 環境問題、長寿社会化、ネットワーク社会など

市民ニーズの多様化

2-3 協働を進める上での基本原則（協働の心構え）

市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政などそれぞれの主体は、以下の5つの原則を心構えとして持ちながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。

基本原則1 補完性の原則

市民や行政には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に生かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。

基本原則2 相互理解の原則

協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。相互に価値観や行動原理が異なっても、お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。

基本原則3 目的・目標共有の原則

協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意味がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。

基本原則4 対等性の原則

「行政は市民活動団体等を下請け感覚で扱ってしまう」、「市民は行政に対して依然として依存や要望体質である」では今までと何ら変わりません。協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しつつ、お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組むよう心掛ける必要があります。

基本原則5 公開性の原則

複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って、その事業のプロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

2-4 協働のまちづくりを実現するための各主体の基本的な役割

協働のまちづくりの主体は、図表 2-2 のように 5 種類に区分することができます。協働のまちづくりを進めていくにあたって、各主体はそれぞれの役割を担っていくことが大切です。

図表 2-2 協働のまちづくりの主体

①市民	市内に住んでいる人をはじめ、通勤・通学している人、市内で社会・経済的な活動をしている人を指します。
②市民活動団体	特定非営利活動法人（NPO法人）、任意団体（法人格を持たないNPO、ボランティア団体、文化芸術やスポーツの活動を行う団体）など、特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ組織を指します。
③地域団体	行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織を指します。
④事業者	企業、商店、商工会などを指します。
⑤行政	市役所及び関連機関を指します。

1 市民の役割

○情報の収集

地域で抱えている課題やまちで起きていることを「自分のこと」として認識して、一人一人の市民がまちづくりに少しでも関心を持つため、新聞、広報いわくら、市のホームページや様々な機会を通じて、まちの情報を収集することが大切です。

○地域活動への参加

自らがまちづくりの主体であることの認識と自覚を持ち、市民同士で学び合い、育ち合いながら、自分の住む地域の活動に関心を持って、自主的かつ主体的に参加するよう努めることが大切です。

○市民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かしていこうという姿勢を持つことが大切です。

○市民の声を届ける場への積極的な参加等

自分が住んでいる地域をより良くするために、市民の声を市や地域団体などに届ける場に積極的に参加し、考え方の異なる人との対話を重視しながら、建設的な意見表明を行うよう努める必要があります。

また、自分の困りごとは、自分だけの問題にとどまらない地域の困りごとであることも少なくないことから、困りごとを自分だけで抱え過ぎずに相談をするなど声を発することも大切です。

2 地域団体の役割

○地域住民同士の交流・連携の促進

少子高齢化や娯楽の多様化で、地域の行事が失われつつあります。地域住民が参加できる催しを開催することにより、地域住民同士の交流・連帯を図ることが大切です。

○情報の共有

市政情報や地域の情報を地域住民同士で共有することが大切です。そのための広報・啓発を行っていくことが今後より一層求められます。

○多様な地域住民のニーズ把握等

シニア層の住民や青少年、障がい者・在住外国人など、地域で暮らす多様な住民の声に耳を傾けてニーズを把握することが大切です。

また、これらの多様な地域住民が力を発揮できる機会を設け、いろいろな意見を取り入れながら活動を進めることが大切です。

○地域の中の組織づくり

住民の一番身近な生活の場において、地域団体は、防災・防犯、環境、福祉など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っており、今後その役割はより一層重要性を増します。

今後は、地域課題解決に主体的に取り組めるように地域における人材育成・組織づくりが求められます。

○地域の課題解決

市民活動団体や行政などと連携しながら、地域の課題を自ら探し、地域住民同士で共有し、みんなで考え行動して、解決していくような主体的なまちづくりを進めていくことが大切です。

そのため、他の地域と情報交換をしたり、市民活動団体との連携を進めたりすることが求められます。

3 市民活動団体の役割

○専門的知識や情報の活用と地域ニーズ等の把握

特定の目的達成のためにつくられた団体で、様々な分野の活動があるため、行政では取組が難しいと思われる課題に対しても、柔軟に対応することができます。

今後は、先駆性や自発性、専門性など市民活動団体が有する特徴を生かしつつ、地域ニーズやまちの課題に関心を持ちながら、公益性の高い社会的課題の解決に取り組むことが大切です。

○活動の場の提供

自分たちの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや自己実現、社会

貢献のきっかけや活動の場を広く提供することが大切です。

○活動の輪の拡大

行政や地域団体等が開催する様々な催しに参加したり、他の市民活動団体や地域団体等とのネットワークを築いたりしながら、活動範囲を広げていく姿勢を持つことが大切です。

○公益活動の推進

多様化する市民ニーズに応じて、地域団体や市と連携・協働しながら、新しい公共の実現をめざしていく姿勢が求められます。

4 事業者の役割

○まちづくりへの参加

事業者も地域の一員であることを意識しつつ、市民活動団体や地域団体、行政と連携しながら、事業者の社会的責任として積極的にまちづくり等に参加していくことが大切です。

○地域活動・市民活動への支援

市民活動団体や地域団体の活動に対して、資金的支援や、人的な支援のほか、事業者が持っている情報や技術、ノウハウ等の提供を通じて、地域社会への貢献などの社会的責任を果たすことが大切です。

○社会貢献活動のための環境づくり

地域活動やボランティア活動を通して、従業員が人間的成長をすることが事業者にとってもメリットになるという観点から、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整えるよう努めることが大切です。

5 行政の役割

○情報の提供・共有

市民活動やまちの動きを的確に把握するとともに、事業計画や進捗状況などをわかりやすく情報提供し、市民や市民活動団体等との情報共有に努める必要があります。

○協働の環境条件の整備

市民活動に対する支援体制や活動拠点の整備・充実、市民活動団体等とのネットワーク構築などによって、協働しやすい環境条件を整える必要があります。

○参加・参画機会の充実

多くの市民や市民活動団体等が市の事業に参加できるよう、参加機会の充実を図ります。また、企画計画段階から市民が積極的に関われるような体制を整備する必要があります。

○人材の育成

各種講座や講演会などの学習の場を通して、市民同士で学び合い、育ち合う機会を提供して、市民自治やまちづくりの担い手を発掘・養成していく必要があります。

○職員の協働意識の醸成と市民との信頼関係の構築

協働に関する職員研修の開催や地域の活動への参加促進により、職員の協働意識の醸成に努める必要があります。また、市民活動の現場に足を運び、市民との対話を積極的に行うことによって、市民との信頼関係を構築することが大切です。

○協働に対する理解促進

講演会の開催や協働事例のPRなどを行い、協働に対する理解と実践意識を浸透させていく必要があります。

図表 2-3 協働のまちづくり研究会のまとめより

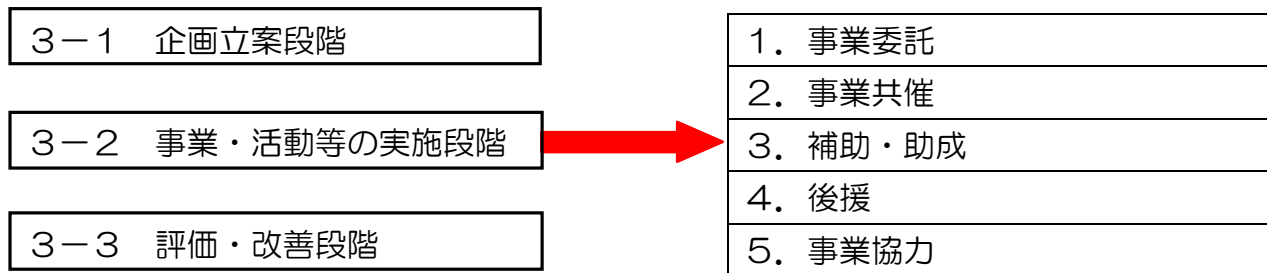
市民活動団体等と行政の強みと弱み	
強み(優れている点)	市民活動団体 <ul style="list-style-type: none"> ○専門分野の知識が豊富である。 ○専門分野については、連続、継続性がある。現場をよく知っている。 ○組織が小さいため、小回りが利き、実行に移しやすい。臨機応変に対応ができる。 ○公平性・公正にとらわれず、ターゲットを絞るなど、自由度が高く、柔軟な対応ができる。 ○横のつながりがあり、ネットワークを生かせる。
	地域団体 <ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域のこと（現状、個人的な情報、地域の資源）をよく知っている。 ○世代を超えたお互いの顔が見えるような人間関係がある（関係を築きやすい）。 ○生活に密着しているため、地域に対する愛着があり真剣に考えることができる。 ○地縁をベースにした地域密着コミュニティであり、団結や協力・連携したり、物事に一斉に取り組みやすい。 ○人間関係が濃いため、口コミによる伝達力がある。多くの人に呼びかけができる。 ○利害関係があまりなく、損得抜きの関係で取り組むことができる。 ○公会堂など会合や活動の拠点施設がある。
	事業者 <ul style="list-style-type: none"> ○広範なネットワーク、情報の受発信力、資金力、イベント等を開催する際のアピール力がある。 ○商売等を通じた昔からの付き合い、固有のつながりで関係が築きやすい。 ○業種によってプロとしての専門性を発揮することが可能。 ○社会変化に敏感で、幅広い視野で客観的な視点から物事を考えたり、議論したり、豊かな発想でアイデアを出したり、企画したりすることができる。 ○利益をあげ、資金調達、資金循環を図るノウハウがある。 ○共通の目標をもって一定のベクトルで、瞬発力をもって事業を推進できる。 ○トップマネジメントにより、やりたいテーマで活動できる。 ○様々な意見を出し合い、幅広いテーマ、広域的な取組にもつなげやすい。 ○研修会や交流会など、リーダー養成の機会がある。
	行政 <ul style="list-style-type: none"> ○優秀な人材がそろっている（人材、マンパワーが豊富）。 ○公共機関としての信頼感がある。 ○全体を見渡しながら公平、平等に判断する視点を持っている。 ○権力・権限を有している。お金がある（財源がある）。 ○一度決まったことに対しては、一定の継続性が担保されている。 ○用具や機材等の物品や広報手段が豊富である。 ○外国籍市民を含めた市民のニーズを知っている（窓口など把握できる機会がある）。

弱み（劣っている点）

<p>市民活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人材が足りない、時間が足りない。 ○団体によってはメンバーが固定化し、高齢化に伴って新たなアイデアが生まれにくくなる。 ○資金源に乏しいため、新たなアイデアややりたいことがあっても実行することができない。→活動のやる気の減退にもつながる。 ○周りの人や行政に認知されないと活動がしぼんでいく（市民や行政からの理解と信頼性が得にくい）。 ○自由であるがゆえに、継続が難しい。また、活動が特定の人々の興味関心に偏ってしまうこともある。
<p>地域団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○様々なテーマの地域課題に対応しなくてはならない分、専門性に欠ける面がある。 ○行政の補完的・下部組織的な面もあり、自主性に乏しい。 ○半ば強制的で自発的な入会でないため、個人をベースとした自発的、主体的な取組になりにくい（やりたいからではなく、仕方なく取り組んでいるという側面もある）。 ○毎年同じことの繰り返し、マンネリ化に陥りやすい。発展性もない。保守的で新しいことに取り組みにくい。 ○地域の取組に対しては、無関心な人も多く、一部の役員任せになりやすい。 ○一部の人の意見が色濃く出てしまい、利己主義になりがちな面もある。 ○新旧住民との温度差、意識差がある。新しい人の意見がなかなか認められない。 ○活動が特定地域に限定されるため、閉塞的になりやすい（外とのネットワーク拡大につながりにくく、内向きになりやすい）。 ○人間関係が濃いため、目立った行動がしにくく、動きづらい。先入観で判断されてしまう。 ○資金面での基盤が弱い。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○景気や業績に左右されやすい。利益業績をあげないと継続性が担保できない。 ○瞬発力はあるが、活動に継続性が持てないケースがある。 ○時には独りよがりな活動に陥りやすい。 ○組織として活動するケースがあり、小回りが利かなかったり、協議や会合が多くなったりすることがある。そういう面では、市民活動団体より機動性に欠けることもある。 ○取組によってはマンネリ化やオリジナリティに欠けてしまうもの、落としどころがわかってしまう（予定調和に陥ってしまう）ものがある。 ○営利目的と混同され、誤解されやすい。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人事異動の弊害がある。（知識やノウハウの蓄積が図られにくい。市民側とのつながりが深まらない、折角深まっても切れてしまう。キーパーソンとなる担当者の異動により、計画の途中段階で中断になるなど） ○首長が変わると、方針が変わる。一貫性に欠ける面がある。 ○分野による縦割り行政の弊害がある。 ○財源はあるが、単年度主義、前例踏襲主義で臨機応変でない、固定的である。 ○公平性・平等の概念にとらわれて不自由である。個別ニーズには対応しにくい体質にあるが、クレイマーには弱い。 ○規則や組織に縛られて、動きが鈍い。

第3章

協働の種類と協働推進上のポイント



市民活動団体等と行政との協働の段階で、留意しなければならないポイントについて、市民活動団体等と行政に大別して整理します。

3-1 企画立案段階の協働

まちづくりを進めていくための構想や計画、事業内容などを企画立案する際の協働です。

具体的な手法としては、「間接的な参加」と「直接的な参加・参画」に大別されます。「間接的な参加」には、アンケートやヒアリング、パブリックコメントなどが含まれます。一方、「直接的な参加・参画」には、懇談会やフォーラムへの参加、審議会や委員会、研究会などへの参画などが含まれます。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《

【行政】

- まちづくり計画の策定等を市民参画や協働によって進めていく場合、できるだけ早い段階から目的を相互に共有できるよう参画機会を設ける必要があります。また、多様な参画機会をできる限り設けるよう努めることが大切です。なお、形式的な参画は論外です。
- 市民活動団体等からの提案がより有効なものになるように、参考となる資料や情報をわかりやすい形で積極的に市民活動団体等に提供する必要があります。
- 市民活動団体等から出された意見をしっかり聴く必要があります。また、聴くだけでなく、意見・提案に対する行政の考え方や置かれている事情などについて、わかりやすく丁寧に説明するよう努める必要があります。

【市民活動団体等】

- 自分が所属する団体やその関係者の立場からだけでなく、多くの市民等の置かれている状況や考えに配慮しながら、公益確保の観点から意見・提案をすることが大切です。

【共通】

- お互いの立場や違いを尊重しつつ、双方の良さ、得意分野を生かした企画立案を行う必要があります。
- 策定委員会や審議会、協議会等の開催は原則公開とし、傍聴を認めることを基本とすることが大切です。

3-2 事業・活動等の実施段階の協働

1 事業委託

行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるものです。



》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《

【行政】

- 市民活動団体等の委託先を下請けとして扱うのではなく、協働の対等なパートナーとして位置づける必要があります。
- 市民活動団体等への委託をする場合、事業にかかる経費を考慮し、適正な委託費を確保する必要があります。
- 委託事業の最終的な義務と責任が行政側にあることを十分認識し、委託先である市民活動団体等の自主性・自立性を尊重しなければなりません。
- 委託先に任せきりにするのではなく、常に事業の進捗等を見守りつつ、十分なコミュニケーションと必要に応じた適切な相談とアドバイスをを行いながら、双方合意のもとで事業推進を図っていく必要があります。
- 市民活動団体等と行政が共に成長する機会の創出が事業委託の目的の一側面としてあることを認識しながら、市民活動団体等の新たな挑戦を応援する姿勢で事業委託を推進していくことが大切です。

【市民活動団体等】

- 委託事業実施にあたって、公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、事業内容や支出における透明性、効率性、有効性の向上に努める必要があります。また、契約事務をはじめ、市との打ち合わせや協議、進捗状況等の報告、委託事業完了時における報告書の提出や契約の履行に係る事業完了の確認・検査などの事務手続が必要なことを理解し、遅滞なく遂行する必要があります。
- 事業委託の過程で知り得た情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす必要があります。

【共通】

- 双方の長所が発揮されるように、事前及び実施過程において、十分な協議と調整を行うように努め、委託事業の目的・内容を十分に共有する必要があります。
- 委託で行政から支出される費用は公の資金であることや受益者が市民であることを十分認識し、効果的・効率的な方法による事業実施に努めるとともに、常に自覚と責任を持って適正な支出及び事業の進行管理に努める必要があります。

2 事業共催

市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となって一つの事業を共同で実施する形態です。各主体がそれぞれの経験や人的ネットワークなどの資源を活用しながら、対等の立場で協議し、責任分担を明確にした上で実施します。

ここでは、実行委員会方式で行うイベント等も一種の事業共催としてとらえています。この方式は、事業実施の責任を担う人々や団体が集まり組織されるもので、それぞれの専門性等を生かすことができることから、単独主催よりも内容を充実させることができます。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《

【行政】

- 事業共催のための企画・運営が円滑かつ迅速に進められるようにする必要があります。

【市民活動団体等】

- 実行委員会方式の場合、行政が運営事務局を担うケースが多くありますが、市民活動団体等は、行政に事務局の運営を任せきりにするのではなく、市民活動団体等が持つ専門性を生かし、状況に応じて事務局を引き受けるよう心掛けることが大切です。

【共通】

- お互いの立場や違いを尊重し、それぞれの得意分野を担当して事業効果を高めるように努める必要があります。そのため、双方が持つノウハウや情報の共有に努めることが大切です。
- 経費や人の面で役割分担が特定の団体等に偏ったり、相手に対して依存的にならないよう、それぞれが自覚と責任を持つ必要があります。
- 公の資金が入る場合は、効果的・効率的な方法による事業実施に努めるとともに、常に自覚と責任を持ち適正な支出及び事業の進行管理に努める必要があります。
- 事業共催を継続することにとらわれ過ぎて事業内容がマンネリ化しないように、創意工夫に努めることが大切です。

3 補助・助成

市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成する形態です。



》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《

【行政】

- より多くの市民活動団体等に助成の機会を提供するために、十分な広報に努める必要があります。
- 市民等への説明責任を意識しながら、公益性や目的の明確性などの観点から助成交付先を公正に選定する必要があります。
- 補助・助成によって進める事業は、基本的に市民活動団体等が自発的・主体的に行う事業である性格を有していることを、十分理解する必要があります。
- 補助・助成には、市民活動団体等を育成する目的を有していることを踏まえ、必要に応じて適切な相談とアドバイスに努める一方で、市民活動団体等の自立性や自主性を損なうことがないよう過剰な関与を控えることが大切です。

【市民活動団体等】

- 公の資金を使うことに伴う責任を自覚し、公益性を念頭においた効果的・効率的な方法による活動実施と適正な支出に努める必要があります。また、補助・助成事業の完了時の報告書の提出など、事業完了後の事務手続等を遅滞なく遂行する必要があります。
- 補助・助成ありきの取組だけに終始することなく、補助・助成をきっかけに持続的な活動や自立的な活動への発展をめざす姿勢や意欲を持つことが大切です。

【共通】

- 補助・助成の財源が公の資金であることを認識する必要があります。

4 後援

市民や市民活動団体、地域団体などが行う公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行う（「後援」という形で名前を連ねる）ことによって後ろ盾となり、市民活動団体等が集客や資金集めなどを円滑に行えるよう信用を付与する協働の形態です。直接行政から経済的、人的、物質的支援を行うものではありません。



》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《

【行政】

- 手続の簡略化や事務処理の迅速化に努めるなど、市民活動団体等が後援を受けやすい環境づくりに努める必要があります。
- 市民活動団体等が後援してもらいたい事業(行事)の趣旨や目的をしっかりと理解

し、その公益性に関する確に審査した上で後援を許可する必要があります。

【市民活動団体等】

- 後援してもらいたい事業(行事)の趣旨や目的の公益性に関して、行政が適切な判断をすることができるように、十分に説明する必要があります。
- 公益性を有しているという責任を自覚しながら、後援を受けた事業を遂行する必要があります。

5 事業協力

行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態です。一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや、双方が対等の立場で進めるものなど、役割分担や協力内容によって様々な形があります。

目的や役割分担、責任分担などの項目を取り決め協定書を交わすものや、行政から物品などが支給される場合など様々なケースがあります。

例として「アダプトプログラム」や災害発生時に各種事業者と交わしている支援・協力協定などがあります。

》》》 留意しなくてはならないポイント 《《《

【行政】

- 公平性に配慮しながら、公益性の高い活動を行う市民活動団体等に対して会議室を提供したり、活動に必要な物品や用具等を支援したりすることが大切です。
- 行政として市民活動団体等に協力してほしい取組を促進するため、「アダプトプログラム」などの制度を広く周知していく必要があります。

【市民活動団体等】

- 行政が市民活動団体等に協力を求めている事業について積極的に協力していく姿勢を持つことが大切です。
- 事業協力の過程で知り得た情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす必要があります。

【共通】

- 公の資金を用いなくてもお互いに事業協力することによって効果的な事業展開ができる場合があることを認識し、情報交換や意見交換を行い、事業協力の可能性を探るよう努める必要があります。
- 双方が持つノウハウや情報の共有に努めるとともに、事業を円滑に進めるため、随時、進捗状況を確認し、事業実施に伴う課題などについてコミュニケーションを図っていく必要があります。

3-3 評価・改善段階の協働

協働事業を実施した後にその事業を的確に評価していくことは、次の事業展開に向けて改善していくために重要です。また、事業の透明性を確保していくためにも大切です。このため、市民活動団体等と行政の双方が事業の実施結果について評価・点検するような取組が必要です。

第4章

協働のまちづくり推進のための制度や仕組みづくり

4-1 活動しやすい環境づくり

4-1 活動しやすい環境づくり	1. 市民活動支援センター機能の充実
	2. 市民活動助成制度の創設と運営

1 市民活動支援センター機能の充実

岩倉市における市民活動の状況がわかる市民活動支援センターとするために、以下の機能を充実します。

(1) 市民活動の活動拠点機能の充実

市民活動団体の活動に必要な場の提供や備品の整備など、活動拠点機能の充実を図ります。

(2) 情報受発信機能の充実

市民活動を行っていく上で必要な情報や市民活動団体の情報の収集と発信を行います。

(3) 相談コーディネート機能の充実

市民活動を行っていく上で必要な情報やアドバイスを行う相談機能、市民活動をしたい市民と市民活動団体とのマッチングを行う機能を充実します。

(4) 市民活動団体の交流機能の充実

気軽に活動の状況や市民活動の課題、地域の声などの情報を交換・共有でき、相互に連携した活動へと展開するきっかけとなる場を提供します。

2 市民活動助成制度の創設と運営

- 地域が抱える諸課題の解決を図り、又は市民の福祉向上やまちづくりに貢献するなどの市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な事業について財政支援を行い、市民活動の活性化や拡充を図るための市民活動助成制度を創設します。
- 将来的には、行政からの提案型協働事業を検討します。
- 審査については、市民活動助成審査会を設置し、透明性を持って行うとともに、事業の実施状況等を評価しながら、審査のあり方や助成制度のあり方について見直しを検討します。

4-2 情報発信・共有の充実

4-2 情報発信・共有の充実	1. まちづくり交流会の開催
	2. 多様な媒体を活用した情報発信の充実
	3. 情報発信力の強化
	4. 公共施設における情報発信の充実

1 まちづくり交流会の開催

- 市民活動団体が集まり、活動内容や成果などを発表するまちづくり交流会を年1回程度開催します。
- 市民活動のやりがいや楽しさを知ってもらうとともに、その活動に対する理解を深め、市民活動への参加を呼びかける機会とします。
- 企画・運営は、市民活動団体等で構成される実行委員会方式で進め、まちづくり活動団体同士のネットワーク形成の機会とします。

2 多様な媒体を活用した情報発信の充実

- 市民活動の情報を広く市民に知らせるとともに、関心のある人が必要な情報を入手することができるよう、広報いわくらや市のホームページ、駅前モニターなどを活用して、情報を発信します。
- 市民活動に関連する情報をまとめた情報サイトの充実や、情報誌の発行を検討します。

3 情報発信力の強化

- 今や情報発信に欠かせない、最新の情報を瞬時に拡散できるツイッターやフェイスブック、ヒューマンリンクシステム（HLS）などのソーシャルネットワーキングサービスの活用を促進します。
- ブログの作成や管理を行える人の育成や、情報発信力強化のための講習会を実施します。

4 公共施設における情報発信の充実

- 市役所の情報サロンや、市民プラザ、生涯学習センターなどの公共施設における市民活動関連の情報掲示板やパンフレットコーナーなどの充実に努めます。

4-3 協働を推進するための仕組みづくり

4-3 協働を推進する仕組みづくり	1. 市民活動助成制度の創設と運営（再掲）
	2. 協働に関する研修の実施
	3. 自治基本条例等の制定
	4. 市民活動支援体制の充実

1 市民活動助成制度の創設と運営（再掲）

- 【4-1 2. 市民活動助成制度の創設と運営の再掲】

2 協働に関する研修の実施

- 協働に対する理解と協働事業の推進を図るための職員研修を実施します。

3 自治基本条例等の制定

- 市民自治を実現するためのルールとなる自治基本条例の制定及び市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定を検討します。

4 市民活動支援体制の充実

- 市民協働や市民活動を促進するための方策、市民活動支援センターのあり方などを総合的に検討・推進するための組織を設置します。
- 市民活動団体同士、あるいは、市民活動団体と行政との間でのコミュニケーションを促進し、そこで出された意見等を市民協働や市民活動を促進するための方策等へ反映させるものとします。

協働のまちづくり研究会開催概要

回数	開催日	概要
市民活動団体 懇談会	平成23年 6月18日	①参加団体の活動紹介 ②活動における問題点や課題についてのグループワーク
第1回	7月21日	①協働の定義の確認 ②協働の必要性やその時代背景について
第2回	8月9日	①ミニ講演会 講師：三矢勝司氏 (NPO法人 岡崎まち育てセンター・りた 理事・事務局長) テーマ：「なぜ市民協働か、その時代背景と これからの市民活動及び市民協働」 ②ミニ講演会を踏まえたグループワーク
第3回	9月27日	①市民と行政の強みと弱みの整理について ②協働推進における各主体の基本的な役割の整理について
第4回	10月31日	①協働の種類ごとに留意すべき点について ②協働を進める上での基本原則について
第5回	12月5日	①市民協働ルールブック（素案）について ②市民活動助成制度（案）について
第6回	12月26日	①市民協働ルールブック（素案）について ②市民活動助成制度（修正案）について ③「まちづくり交流会」実行委員組織設置の呼びかけ
まちづくり 交流会	平成24年 2月26日	①協働のまちづくり研究会の報告 ②市民活動団体の紹介と交流 ③自治基本条例キックオフフォーラム 基調講演 講師：岩崎恭典氏（四日市大学教授） テーマ：「い～わ いわくら 手と手を取り合いつくるまち ～みんなでつくる自治基本条例」

協働のまちづくり研究会委員名簿

団 体 ・ 所 属	氏 名
NPO法人 イキイキライフの会	鬼 頭 靖 章
岩倉市国際交流協会	井 上 あ さ を
岩倉市文化協会	横 井 敦 子
岩倉市ボランティア連絡協議会	山 口 博 昭
岩倉市ボランティア連絡協議会	河 瀬 千 尋
いわくら塾	丹 羽 進 太 郎
岩倉スポーツクラブ	武 藤 栄 司
岩倉ナチュラリストクラブ	福 岡 澄 江
岩倉防災ボランティアの会	若 杉 賢 司
NPO法人 手づくり文化普及振興会	宮 川 美 樹
NPO法人 ローカル・ワイド・ウェブいわくら	岸 辰 夫
NPO法人 わくわく体験隊	杵 本 幸 司
岩倉市市民まちづくり会議	長 谷 川 博
岩倉市市民まちづくり会議	山 田 育 代
岩倉市社会福祉協議会	藤 本 貴 志
岩倉市総務部秘書課	小 林 久 之
岩倉市市民部市民窓口課	兼 松 英 知
岩倉市市民部健康課	児 玉 三 穂 子
岩倉市福祉部介護福祉課	丹 羽 真 伸
岩倉市建設部商工農政課	金 森 隆
岩倉市教育部生涯学習課	早 川 聡 子

協働のまちづくり研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4次岩倉市総合計画のまちづくり戦略「より確かな市民参画・協働を推進する」を受け、市民との協働を推進するための協働のまちづくり研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 研究会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協働推進のためのルールづくり
- (2) 市民活動支援のための助成制度の検討
- (3) その他協働推進に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 研究会は、委員20人程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市内で活動する市民団体、NPO等に所属する者 10人程度
- (2) 社会福祉協議会職員 1人程度
- (3) 市職員 6人程度
- (4) その他市長が必要と認める者 3人程度

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

ただし、会長が決定するまでに開催される会議については、市長が召集する。

2 研究会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長及び副会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が研究会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

岩倉市市民協働ルールブック

発行年月 2012年（平成24年）2月

発行 岩倉市

編集 岩倉市総務部企画財政課

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

【TEL】(0587)66-1111（代表）(0587)38-5805（直通）

【FAX】(0587)66-6100

【ホームページアドレス】<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>

【メールアドレス】kikakuzaisei@city.iwakura.aichi.jp